

出資金の増資はご存じですか！ 積み立て増資のご案内

和歌山中央医療生活協同組合の事業と活動は、
組合員お一人お一人の大切な出資金によって支えられています。

和歌山中央医療生協の病院・診療所・介護事業所をご利用いただきありがとうございます。また、組合員活動、サークル活動にご参加いただきありがとうございます。生協は組合員が出資・利用・運営する組織です。健康とより良いくらしを実現するために、たくさんの人たちが協力し合って運営しています

お預かりした出資金は、組合員の皆様のご要望にお応えする為、新しい検査機器の購入や病院、診療所、介護事業所の増設、改修など事業の資金、運動や活動の資金として利用させていただいています。そのため加入時だけでなく、定期的に増資していただくことが安定した運営につながります。



自動積み立て増資のご案内（サークルや班会での集金による積み立て増資も可能です。）

自動積み立て増資とは、毎月決められた金額（1口 300 円×5 口＝1500 円以上）でご指定の口座から引き落としされ、出資金として積立てられる増資です。計画的に増資いただけます。

申込み方法は下記「自動積み立て申込者」にコースと期間を記入し、別紙「預金口座振替依頼書」と共に返信用封筒に入れ、病院・診療所・介護事業所の窓口、もしくは医療生協本部事務局までお出し下さい。

出資金通帳への記帳は本部にご持参いただければ行います、なお、毎年、残高通知をお送りいたします。引き落としはそれぞれの月の27日に、申込み後の翌々月からおこないます、引き落としを中止する場合は 2 週間前までに下記にお電話ください、集金による積み立て増資は下記にご相談下さい。

お問い合わせ：和歌山中央医療生活協同組合 事務局 まちづくり組合員活動推進部 073-474-5121

下記の太枠内をご記入下さい。

自動積み立て申込書

申込日	年 月 日	□ 円（5口以上、1500円以上）	
組合員番号		を（毎月・隔月・3ヶ月に1回・半年に1回） 積み立てます。↑○を付けて下さい	
フリガナ		フリガナ	〒（ ）
氏 名	印	住 所	TEL

以下は記入しないで下さい

添付書類（☒して下さい） ☐預金口座振替依頼書

受付	入力

出資金 Q&A

Q1: 出資金ってなに？

医療生協は「丈夫で長生きするために自分や家族の健康づくりをすすめよう。そしていざというとき、安心してかかれる病院を持ち運営したい」。こんな思いの人がお金を持ち寄り、つくった組織です。そのお金をことを出資金といいます。

Q2: 利用・運営参加と結びついた出資金

出資金は組合員が自分たちのために出しあい、自分たちの事業をすすめるための元手(もとで)です(消費生活協同組合法)。組合員の出資金は、和歌山中央医療生活協同組合のエネルギーとして病院・診療所の施設や医療機器の充実、地域での健康づくりやまちづくり運動の発展のためにつかわれます。組合員は出資・利用・運営参加に主体的、積極的にかかわっていきましょう。

Q3: 「出資金」と「会費」

サークルなどの会費は期間や金額がきまっていて、定期的に納め、使われたらそれで終わりです。しかし、生協の「出資金」は加入している間、医療生協の事業のために預けておくもの。医療生協は、その「出資金」を元手に、事業をすすめています。「出資金」は、組合員みんなの共有の運営資金です。

Q4: 出資金と医療法

医療生協は「消費生活協同組合法」と「医療法」によってその性格と役割りが定められています。医療機関は、組合員以外の人も多く利用しており、また、医療活動は診療報酬や健康保険などにより、生協以外の制約を多く受けています。そのために出資金の「配当」はできません。班活動や健診など、医療生協の活動に参加することでメリットを実感していただいています。

Q5: 加入時の出資金

1口300円ですが、初回になるべく6,000円からお願いしています。医療生協の活動にふれ、良さを実感していただいたら、増資をお願いします。少しずつ、毎月の積み立て増資がわかりやすいですね。

Q6: 脱退の手続きは？ 減資はできるの？

転居・死亡などで医療生協を脱退される場合は、出資金は全額返済されます。出資金の減少について、原則「生協法」では「組合員がやむを得ない理由により出資口数を減少しようとするときは、事業年度末の90日前(12月末日)までに、減少しようとする出資口数を予告し、その事業年度の終わり(3月末日)に減少することができる」となっています。減資をご希望の方はまちづくり組合員活動推進部(073-474-5121)にご相談下さい。

Q7: なぜ増資が必要なの？

Q2で述べたように、出資金は組合員がやりたいことを実現するための「元手」です。医療生協の健全な運営のためには「借り入れ」をなるべく少なくし、「元手」を多くすることが必要です。

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収加)

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社	振替日 (払込日)	27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	--------------------	--------------	------------------------

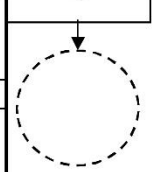
(フリガナ)		〒	
申込人名		申込人住所	

ゆうちょ銀行以外の銀行、または、ゆうちょ銀行のうち、どちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	金融機関コード		支店コード		預金種目 (どちらかに○印)	口座番号 (右詰めでご記入ください。)			
		銀行信用組合		本店出張所	1. 普通 2. 当座				
	(フリガナ)					金融機関お届け印			
	口座名義人								
法人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。									

捨印

ゆうちょ銀行を除く



金融機関へのお届け印ですか

ゆうちょ銀行	(フリガナ)					ゆうちょ銀行お届け印
	口座名義人					
	法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。					
	種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)		番号(右詰めでご記入ください。)	
	1 6 6	3 0 1	0 ※			
払込先口座番号		0 0 1 1 0 - 5 - 5 8 8 3 0		払込先加入者名		SMBCファイナンスサービス株式会社

<収納企業使用欄>

料金等の種類	利用料金等	生協名	和歌山中央医療生活協同組合
収納企業名	株式会社ミロク情報サービス	事業所名	和歌山中央医療生活協同組合 本部事務局
契約者番号	委託者コード	顧客コード	
	3 2 9 3 6 0 0 0		

-預金口座振替規定- ※ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関 使用欄	(不備返却事由)		
	1. 預金(貯金)取引なし 3. 印鑑相違		
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 記号番号、口座名義		
	4. その他 ()		
備考			
検印	印鑑照合	受付印	

(金融機関へお願い)

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

(不備返却先)

SMBCファイナンスサービス株式会社 決済ビジネス事務部
〒108-6350 東京都港区三田3-5-7 TEL 03-5444-1533

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収加)

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社	振替日 (払込日)	27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
(フリガナ)	ニホン ジロウ	申込入住所	〒163-0648 東京都新宿区西新宿1-XX-X
申込人名	日本 二郎		☎ 03-5326-XXXX

ゆうちょ銀行以外の銀行、または、ゆうちょ銀行のうち、どちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	金融機関コード	0 0 0 9	支店コード	2 5 9	預金種目 (どちらかに○印)	口座番号 (右詰めでご記入ください。)							
		三井住友 銀行信用金庫 組合	新宿西口 支店出張所	本店	1. 普通 2. 当座	1	2	3	4	5	6	7	
	(フリガナ)	ニホン ジロウ							金融機関お届け印				
	口座名義人	日本 二郎							金融機関お届け印				

捨印
ゆうちょ銀行を除く

金融機関へのお届け印ですか

法人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。

ゆうちょ銀行	(フリガナ)											ゆうちょ銀行お届け印	
	口座名義人												
	種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)				番号(右詰めでご記入ください。)						
	1 6 6 3 0 1		0 ※										
払込先口座番号		0 0 1 1 0 - 5 - 5 8 8 3 0				払込先加入者名		SMBCファイナンスサービス株式会社					

法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。

<収納企業使用欄>

料金等の種類	利用料金等	生協名	〇〇〇〇医療生活協同組合
収納企業名	株式会社ミロク情報サービス	事業所名	デイサービスセンター〇〇〇〇
契約者番号	委託者コード		顧客コード
	3 2 4 9 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

ー預金口座振替規定ー ※ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関 使用欄	(不備返却事由)			
	1. 預金(貯金)取引なし	3. 印鑑相違		
	2. 記載事項等相違	店名、預金種目、口座番号、 記号番号、口座名義		
	4. その他 ()			
	備考			
	検印	印鑑照合	受付印	

(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

(不備返却先)
SMBCファイナンスサービス株式会社 決済ビジネス事務部
〒108-6350 東京都港区三田3-5-7 TEL 03-5444-1533